

旭市放課後児童クラブ運営業務委託に係る公募型プロポーザル実施要領

1. 目的

この要領は、旭市放課後児童クラブ運営業務委託（以下「本業務」という。）の受託候補者を公募型プロポーザル（以下「プロポーザル」というにより選考するために必要な事項を定めることを目的とする。

2. 業務概要

- (1) 業 務 名 旭市放課後児童クラブ運営業務委託
- (2) 業務内容 別紙「旭市放課後児童クラブ運営業務委託仕様書（以下「仕様書」という。）のとおりに
- (3) 履行期間 契約締結日の翌日から令和11年3月31日まで
※契約締結日の翌日から令和8年3月31日までは、準備期間とし、令和8年4月1日から本業務を実施するものとする。

3. 業務に要する費用（見積（提案）限度額）

上限額847,800,000円（税込）とする

内訳	令和8年度	322,680,000円（税込）
	令和9年度	261,360,000円（税込）
	令和10年度	263,760,000円（税込）

※ただし、第二種福祉事業のため人件費部分については税抜きとする。

なお、参考見積書の金額が、業務に要する費用（見積（提案）限度額）を超過した場合は失格とする。

4. 実施形式

公募型プロポーザル方式

5. 参加申込者に必要とされる要件

プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる事項を全て満たす者でなければならない。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年5月3日政令第16号)第167条の4第1項の規定に該当しないこと。
- (2) 旭市競争入札参加資格者名簿（以下、「名簿」という。）の「委託、大分類介護・保育、中分類その他委託」に搭載されている者のうち、旭市建設工事請負業者等指名停止措置要綱（平成21年告示第124号）に基づく指名停

止措置及び法令に基づく営業停止処分をプロポーザルの公告の日から契約候補者特定の日までの間、受けていないこと。

- (3) 参加申込書の提出時において、会社再生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく再生手続又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号に基づく再生手続開始申し立てがなされていないこと。
- (4) 役員その他経営に実質的に関与している者が暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 1 項第 2 号に規定する暴力団をいう。）もしくはその構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む。）及び暴力団の構成員でなくなった日から 5 年を経過しない者並びにこれらの統制下にある者でないこと。
- (5) 国税、地方税（都道府県税、市町村税）滞納していないこと。
- (6) 政治団体（政治資金規正法第 3 条の規定するもの）又は宗教団体（宗教法人第 2 条の規定によるもの）に該当しない者であること。
- (7) 法人等の役員に次のいずれかに該当する者が含まれていないこと。
 - ア 破産者で復権を得ない者
 - イ 禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わるまでまたは又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- (8) 個人情報の漏洩、滅失、き損又は改ざんの防止その他個人情報の適正な保護及び管理のために必要な措置を講ずることができる者は又はプライバシーマークを保有している者であること。
- (9) 業務を確実に履行できる体制及び同種・類似業務の履行実績（令和 2 年度から令和 6 年度の 5 年間）を有すること。

6. 候補者決定方法

候補者決定までの流れは、次の通りとなる。

- (1) 質問の受付及び回答：受付 令和 7 年 10 月 9 日（木）
午後 3 時 00 分（必着）
回答 令和 7 年 10 月 14 日（火）
午後 3 時 00 分まで
- (2) 参加申込書の作成及び提出：令和 7 年 10 月 22 日（水）
午後 3 時 00 分（必着）
- (3) 参加資格結果の通知：令和 7 年 10 月 27 日（月）（予定）
- (4) 企画提案書等の作成及び提出：令和 7 年 11 月 13 日（木）
- (5) プロポーザルの審査及び審査結果の通知
プレゼンテーション審査：令和 7 年 11 月 28 日（金）（予定）

審査結果通知

：令和7年12月 1日(月) (予定)

7. 説明会

本プロポーザルに関する説明会は実施しない。

8. 質問の受付及び回答

- (1) 提出期限：令和7年10月9日(木) 午後3時00分まで(必着)
- (2) 提出方法：質問書【様式1号】に記入の上、下記問い合わせメールアドレス宛にメールにて提出すること。
※メール以外の方法で提出された質問に対しては回答しません。
※提出後は、確認の連絡をすること。
- (3) 回答期限：令和7年10月14日(火) 午後3時00分まで
- (4) 回答方法：市ホームページに掲載
ただし、質問又は回答の内容が質問者の具体的な提案事項に係るものについては、質問者に対して回答することとする。

9. 参加申込書の作成及び提出

本プロポーザルへの参加を希望する者は、次のとおり資料を提出すること。

(1) 提出書類・必要部数

以下の書類を原本各1部提出すること。なお、名簿登載者にあっては、②から⑥の提出は省略することができる。

- ①参加申込書【様式2号】 原本1部
- ②法人登記簿謄本(令和7年1月1日以降に発行された正本)
- ③代表者印鑑登録証明(令和7年1月1日以降に発行された正本)
- ④事業経歴書(直近事業年度までの経歴・沿革を記載) 任意様式
- ⑤事業報告書 任意様式
- ⑥国税、地方税(都道府県税、市町村税)の納税証明書

(2) 提出期限等

- ①提出期限：令和7年10月22日(水) 午後3時00分まで(必着)
- ②提出場所：旭市教育委員会 教育総務課
- ③提出方法：持参又は郵送によること。

なお、郵送で提出する場合は、受け取り日時及び配達されたことが証明できる方法(書留郵便等)とし、確認の連絡をすること。

(3) 参加資格審査及び通知

【5. 参加申込者に必要とされる要件】に基づき審査し、当該審査の完了後に審査結果を申込者全員に対して、書面により通知する。

なお、選定されなかった事業者は、通知をした日から起算して7日（休日除く）以内に書面（任意様式）の持参（休日除く）または、郵送（書留郵便）により、参加資格者として非選定となった説明を求めることができる。

10. 企画提案書等の作成及び提出

(1) 提出書類・必要部数

①企画提案書提出届【様式3号】及び 原本1部

②企画提案書及び実施体制各種調書等 原本1部、副本15部

ア	企画提案書	【任意様式】
イ	会社概要	【様式4号】
ウ	業務実績調書	【様式5号】
エ	職員配置表	【様式6号】
オ	児童クラブ職員配置計画	【様式7号】
カ	提案見積書	【様式8号】
キ	提案見積書内訳明細書	【任意様式】
ク	工程表	【任意様式】

※提出の際には、各部ごとにア～クの順番にまとめて提出をすること。

(2) 作成要領

【別紙1】「旭市放課後児童クラブ運営業務委託プロポーザル企画提案書作成要領」参照

(3) 提出期限等

①提出期限：令和7年11月13日（木）午後3時00分（必着）

②提出場所：旭市教育委員会教育総務課

③提出方法：持参又は郵送によること。

なお、郵送で提出する場合は、受け取り日時及び配達されたことが証明できる方法（書留郵便等）とし、確認の連絡をすること。

11. プレゼンテーションの実施

(1) 実施日 令和7年11月28日（金）（予定）

※実施順は参加申込書の受付順とし、会場や時間割等は別途通知する。

※企画提案書の提出が1者の場合もプレゼンテーションを実施のうえ、受注候補者を選定する。

(2) プレゼンテーションの時間等

- ①企画提案書等に基づき、40分以内（提案説明20分、質疑応答20分）とする。ただし、パソコン等の使用を想定し、プレゼンテーション前に5分間の準備時間を設ける。
- ②出席者は3名以内とし、本業務の担当者は必ず出席すること。
- ③当日は提出書類を用いて行うものとし、当日の差替え、追加資料は認めない。
- ④説明のためのスクリーン及びプロジェクター、電源は旭市が用意するが、パソコンや電源ケーブル等その他説明に必要な場合は、提案者が用意すること。
- ⑤出席する者は、参加者を特定できる表示をしてはならない。

1 2. 審査方法

(1) 選定方法

【別紙2】「旭市放課後児童クラブ運営業務委託プロポーザル審査基準表」により審査し、合計得点の最も高い参加者を受託候補者（優先交渉権者）として選定する。

なお、複数の事業者が同得点の場合は、企画提案書による評価点の高い方を上位とする。最高得点及び企画提案書による評価点が同じである場合は、見積書評価点の高いほうを上位とする。それでもなお最上位の者が2者以上ある場合は、審査会の総合的な審査により候補として特定する。

(2) 最低基準

各審査員の採点の合計が、評価基準の合計点数（180点）の6割（108点）以上とし、最低基準を満たさない応募者は選定の対象としない。

(3) 審査結果の通知

プレゼンテーション審査後の審査結果を書面により通知する。

なお、選定されなかった事業者は、通知をした日から起算して7日（休日を除く）以内に、書面（任意様式）の持参（休日を除く）または、郵送（書留郵便）により、（提出期限内必着）非選定についての説明を求めることができる。

1 3. 日程

公告	令和7年10月1日（水）	
質問受付締切	令和7年10月9日（木）	午後3時まで
質問回答	令和7年10月14日（火）	午後3時まで
参加申込書提出期限	令和7年10月22日（水）	午後3時まで
参加資格結果通知	令和7年10月27日（月）	（予定）

企画提案書提出期限	令和7年11月13日（木）午後3時まで
プレゼンテーション審査	令和7年11月28日（金）（予定）
審査結果通知	令和7年12月 1日（月）（予定）
契約締結	令和7年12月上旬（予定）

14. 失格事項

本プロポーザルの提案者若しくは提出された提案書が、次のいずれかに該当する場合は、その提案を失格とします。

- （1）提案書の提出方法、提出先、提出期限に適合しないもの
- （2）提案書の作成形式及び記載上の留意事項に示された要件に適合しないもの
- （3）提案書等提出期限後に参考見積書内の金額に訂正を行ったもの
- （4）虚偽の申請を行い、提案資格を得たものその他選定結果に影響を与えるような不誠実行為を行ったもの
- （5）プレゼンテーションの審査に参加しなかったもの
- （6）参考見積書のコツ額が、【3.業務に要する費用（見積（提案）限度額）】を超過したもの

15. 契約

- （1）契約候補者特定後、随意契約に係る協議を行い、協議が整い次第、速やかに随意契約の手続きを行うものとする。その際は、特定された者はあらためて見積書を提出するものとする。
- （2）業務の目的達成のため必要な範囲において、契約候補者との協議により、企画提案書等の記載内容を修正・変更する場合があります。
- （3）契約候補者と旭市契約事務取扱規程に基づき契約を締結することとし、契約締結ができないと判断した場合は、評価点の次者と契約締結に向けた交渉を行うこととなります。
- （4）契約者は契約金額の100分の10の額の契約保証金を契約と同時に納付するものとする。ただし、旭市財務規則第148条第3項に該当する場合は、免除します。

16. その他留意事項

- （1）旭市の指示がある場合を除き、提出期限以降における書類の変更、差し替え及び再提出は認めません。
- （2）提出書類に虚偽記載をした場合は、提出書類を無効とするとともに、指名停止措置を行うことがあります。

- (3) 提出書類は返却しないものとし、参加者は、契約候補者決定前に提出書類に係る企画内容について公開等の用途に使用する場合は、事前に旭市の承諾を得て行うものとします。
- (4) 旭市は、提出書類について、契約候補者の特定に係る業務以外には提出者に無断で使用しません。
- (5) 書類の作成、提出及びその説明に係る費用は、提出者の負担とします。
- (6) 旭市情報公開条例に基づく開示請求があった場合は、原則として開示の対象文書となります。ただし、事業を営むうえで、競争上又は事業運営上の地位その他正当な利益を害すると認められる情報は不開示となる場合がありますので、この情報に該当すると考える部分がある場合には、あらかじめ文書により申し出てください。
なお、本プロポーザルの契約候補者特定前において、決定に影響がでるおそれがある情報については決定後の開示とします。
- (7) 提出書類は必着とし、郵便事故等に係る異議申し立ては認められません。

1 7. 担当部署（提出・問合せ先）

旭市教育委員会教育総務課（旭市役所 4 階 32 番窓口）

担当 丸子、浪川

持参受付：8：30～17:00（土・日・祝日を除く）

旭市二の 2132 番地 Tel0479-85-8634（直通）

Mail：gakko-sido@city.asahi.lg.jp